

緑の募金へご協力を

緑の募金は、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づく募金です。

3月1日から5月31日は、春の「緑の募金強化期間」になっています。

皆様から寄せられた募金は、(公社)高知県森と緑の会を通じ、県内の森林整備、緑化の推進、子ども達の木や森とふれあう機会の提供、公募による森林ボランティアや市町村の緑化活動への助成などに活用されています。

募金箱は、役場本庁舎及び各支所に設置しております。また、町内量販店などにも募金箱が設置されておりますので、ご協力をお願いします。

■問い合わせ

森林政策課(吾北庁舎内)

☎867-2322



国民年金だより

▼国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である過程)、一部の海外大学の日本分校に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

□所得のめやす

118万円+(扶養親族等の数×38万円)

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合は、4月初めに再申請の用紙が届きます。

引き続き、学生納付特例制度の申請をご希望の場合は、必要事項を記入の上、ご返送ください。

▼国民年金保険料学生納付特例の申請について

学生納付特例制度により、平成30年度に保険料納付を猶予されている方で、平成31年度も引き続き在学予定の方へ、3月末に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を送付します。

同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要な事項を記入して返送いただくことができます。(この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。)

なお、平成31年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付をご希望の場合は、納付書を作成して送付します。お手数をおかけしますが、お近くの年金事務所にご連絡ください。

※国民年金のご相談・お手続きについては町の国民年金窓口または年金事務所へお問い合わせください。

■問い合わせ

高知西年金事務所

☎875-1717

加茂山に集まろう

4月7日(日)は「加茂山の日」

▼内容

山桜咲く春の「加茂山」に登って楽しく一日を過ごしてみませんか。

地域の方々や各種団体のご協力のもと、様々な催しを企画しています。なお、当日は山頂で11時開会です。

お弁当を持ってみんなで加茂山の春を満喫しましょう。ご参加をお待ちしています。

加茂山に親しむ会では、随時会員を募集しています。詳しいことは、左記までご連絡ください。

■問い合わせ

加茂山に親しむ会

☎892-1810(次田)

伊野ベアーズ

秋季軟式野球交流大会準優勝

いの町スポーツ少年団所属の伊野ベアーズが、11月23日から11月25日に春野運動公園で開催された第42回高知県スポーツ少年団秋季軟式野球交流大会ジュニアの部で、日ごろの練習の成果を十分に発揮して2年連続準優勝しました。おめでとうございます。

■問い合わせ

伊野ベアーズ監督 山脇

☎090-6284-5769

